

2005. 10  
No. 236

# 千葉文化

CHIBA PREFECTURAL CENTRAL LIBRARY  
千葉県立中央図書館報

資料散策 54

## 主婦之友花嫁講座（昭和14～15年 主婦之友社）

左：洋食と支那料理（請求番号 KYC-5300-2）

中央：家庭経営法（請求番号 KYC-4623）

右：お客様料理（請求番号 KYC-4689）

\*請求番号にKYがつくものは、図書館が昭和43年に現在の場所に移転する以前の旧蔵資料群です。



上：『家庭経営法』「花嫁さんの生活画報 一日の家事」より  
戦前の主婦の心得を懇切丁寧に解説した本です。

ハイカラなおもてなし料理から賢い貯蓄の方法まで、昔の主婦の八面六臂の活躍ぶりを篤とご覧下さい。



# あらためて図書館の役割とは

中央図書館に着任して半年が過ぎました。『千葉文化』の巻頭言として、いまさら就任の挨拶もピントがずれているように思われ、あらためてこの館報名を見直したところです。

これは、図書館の基本法規である『図書館法』から、「…もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。」という規定の精神を受けていることは間違いないでしょう。さらに、「郷土千葉文化の発展の担い手」となるべき当時の図書館や図書館人の思い、矜持といったものも伺えますが、それは図書館側の独善ととらえられてしまう懸念もありそうです。

誰が主役であるのか、このことは論を待ちません。県民お一人お一人が、それぞれの地域において千葉文化を創造する担い手であり、そのために必要としている情報や資料を提供していく、その役割を担っているのが図書館であり、『千葉文化』の精神であろうと意味付けることができます。

冒頭から少し理屈っぽい話になってしましました。実際に図書館の仕事からひとつ取りあげて見ます。

朝8時過ぎ、中央図書館からたくさんの資料(図書)を載せて、“協力車”が出発します。

県民の皆さんのが、どこにいても必要とする資料を受け取れるように、図書館間の相互協力による貸借が行われております。県立図書館からの貸出が開始されたのが昭和52年、当初の貸出数は408冊でした。それが27年後の平成16年には、県立図書館の貸出数が6万6千冊、市町村図書館の貸出が5万4千冊、合わせて12万冊にも上りました。

このサービスを支えてきたのが、“電算システム”的進歩と“搬送システム”的充実です。インターネットの活用で、県立図書館及び市町村図書館の所蔵データを“横断的に検索するシステム”が稼動し、目的の資料をより速く、広い範囲から探すことが可能になりました。家庭や学校、職場にいながら予約することも、個々の図書館レベルでは実施の段階です。利用者にとっての利便性がさらに向上すると言えるでしょう。

そうなると、行き着くところ、図書館の役割は情報や資料をしっかりと収集し整理しておくだけのセンターになればいいのではないか、とおっしゃる方もおります。今、図書館は大きく変わりつつありますが、例えば時代のニーズに対応できるからと一定のイメージや機能だけに集約していくってよいか、疑問は残ります。

わたしは、文化は多様であり、利用者のニーズもまた多様であると考えます。図書館は、利用者のさまざまな思いや願いを受け止め、しっかりと応えることができるだけの環境づくりと職員自らの能力を高めていく努力を続けていかなければならぬと考えております。

幸いなことに? “協力車”で搬送された資料は、それぞれの市町村の図書館（一部、高校や公民館等に届けていることもあります）に届けられる仕組みになっています。その図書館の中で、職員の手を通して資料を受け取っていただくことも意味のあることではないかなと思っています。

千葉県立中央図書館長 荒木田 安示

# 特集

## 文字・活字文化振興法が成立しました

国民が、本や新聞などの活字に親しみやすい環境の整備を図ることを目的とした『文字・活字文化振興法』が平成17年7月29日に公布・施行されました。今回の文字・活字文化振興法が成立したことで、より一層の読書環境及び情報環境の整備が進むことが期待されます。この法律は、公共図書館との関わりが深いことから、その概要を御紹介します。

### ＜文字・活字文化振興法とは＞

この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養（かんよう）並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

### ＜基本理念＞

すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨としています。

また、この法律では、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮すること、学校教育においては「言語力」（読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力）の涵養に十分配慮することとし、そのために必要な施策の策定を国及び地方自治体に求めています。

### ＜公立図書館の振興＞

公立図書館については、市町村が必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置することを努めること、また、国及び地方公共団体は、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずることとしています。

### ＜学校図書館の振興等＞

このほか、学校教育における言語力の涵養、文字・活字文化の国際交流、学術的出版物の普及などを促進するために必要な施策を講ずることとしています。

### ＜10月27日は文字・活字文化の日＞

この法律により毎年10月27日が「文字・活字文化の日」と定められました。この日から読書週間も始まります。

これを機に、気軽に図書館を御利用いただき、文字・活字文化の再発見をしてみてはいかがでしょうか。



# 文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

## (目的)

**第1条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

## (基本理念)

**第3条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。  
2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。  
3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

## (国の責務)

**第4条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (関係機関等との連携強化)

**第6条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (地域における文字・活字文化の振興)

**第7条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。  
2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図

書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。  
4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (学校教育における言語力の涵養)

**第8条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るために、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

## (文字・活字文化の国際交流)

**第9条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

## (学術的出版物の普及)

**第10条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- (文字・活字文化の日)
- 第11条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。  
2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。  
3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

## (財政上の措置等)

**第12条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# ＜県立図書館の催し物＞

## 10月27日は、文字・活字文化の日

千葉県立図書館では、『文字・活字文化の日』にちなみ、県民の皆さんに広く文字・活字文化についての関心を深めていただくため、所蔵資料の展示を下記のとおり行います。

詳細については、各図書館へお問い合わせください。

### ◇中央図書館

テーマ 「世界の文字－文字のあれこれ－」

世界の文字はそれぞれに特徴のある形をしていますが、その仕組みや書き方はいろいろです。今回は、当館の蔵書の中から世界各地の文字に関係した資料を御紹介します。

期間 平成17年10月27日(木)～平成17年12月15日(木)

場所 中央図書館 1階展示ホール

### ◇主な展示資料

・文字の博物館 矢島文夫／監修 白水社

ビルマ文字によるパーリ語古文書、アラビア文字によるマレー語古文書など

・世界の文字 中西 亮／著 松香堂

ヨーロッパの文字(ルーン文字、キリル文字など)

・韓国古印刷史 韓国図書館学研究会／編 同朋舎

初鋳甲寅字とハングル活字を並用して印出した枳迦譜

・エジプトの秘宝 3付録 尾形禎亮／編 講談社

「死者の書」複製画

・西本願寺本萬葉集(普及版) 卷第一 林 勉／監修 主婦の友社ほか

鎌倉後期の写本、現存する古写本のうち全巻を完備する最古の写本

西部・東部図書館では、下記のとおり行っています。

### 西部図書館

テーマ 「図書館を活用しよう！」

利用者の皆様を対象とした、図書館の本・雑誌等の所蔵検索や、インターネット上の情報の探し方をガイドした図書を展示しています。

期間 平成17年8月20日(土)～

平成17年10月30日(日)

場所 西部図書館 正面玄関前展示ケース

電話 047(385)4133

### 東部図書館

テーマ 「私のおすすめの1冊」

当館利用者の方々から御推薦をいただいた本を展示し、身近な読書の喜びを広げます。

期間 平成17年10月27日(木)～

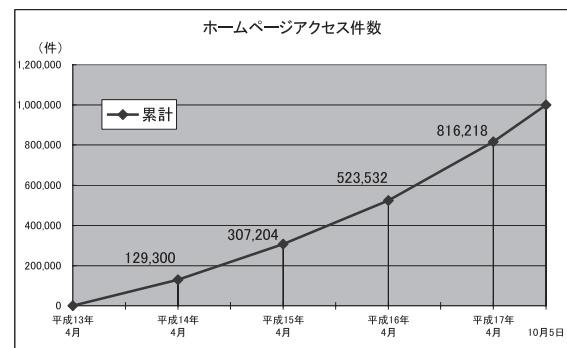
平成17年11月30日(水)

場所 東部図書館 閲覧室資料紹介コーナー

電話 0479(62)7070

### ホームページアクセス数が 100万件を超えました

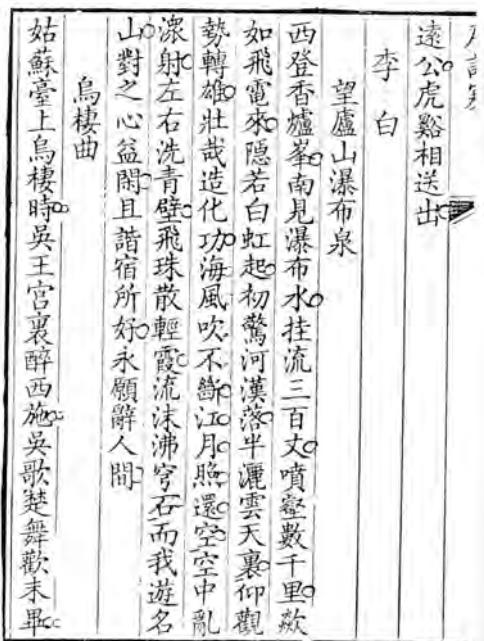
平成13年4月に開始した千葉県立図書館ホームページへのアクセス件数が平成17年10月5日に100万件を超えました。



# 漢籍の検索

漢籍とは、概ね辛亥革命(1911)以前に中国人が中国語で著した書物のこと。当館でも、1,100余点、1万余冊を数える漢籍を所蔵しています。

これまで、冊子体の目録でしか検索できませんでしたが、京都大学人文科学研究所が運営する「全国漢籍データベース」(全国32機関の所蔵漢籍データ約50万件を収録)を利用することにより、インターネットで当館所蔵の漢籍を検索することができるようになりましたので、御紹介します。



当館所蔵『唐詩窺』より  
日高文庫（請求記号4・03・40）

- ① 千葉県立図書館HP、「図書館資料の検索」画面の「漢籍資料の検索」をクリックすると、全国漢籍データベースが開きます。

全国漢籍データベース

日本所蔵中文古籍數據庫

kanseki@kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp

詳細検索へ  
全国漢籍データベース協議会へ

「詳細検索へ」を  
クリックすると…

- ② 詳細検索画面が開きます。

全国漢籍データベース

日本所蔵中文古籍數據庫

書名  
著者名  
刊年  
出版者  
子目  
keyword  
所蔵機関

千葉県立 中央

検索

「所蔵機関」のプルダウンメニューから、「千葉県立 中央」を指定し、書名や著者などを入れて検索します。

\*漢字は正字で登録されていますが、どの字体でも、またピンインでも検索できます。

③ 書名に「史記」と入れて検索すると、以下の結果が表示されました。

書名、著者（撰者）名、刊年、叢書名、所蔵機関名が表示されます。  
書名をクリックすると…

詳細画面に移動します。  
選択した本が、叢書に含まれている場合は、左上にその叢書名が表示されます。  
さらにクリックすると…

該当の叢書が表示され、その叢書に収録されている他の資料も一覧することができます。

全国漢籍データベース  
日本所蔵中文古籍數據庫

書名  著者名   
刊年   
出版者   
子目   
keyword   
所蔵機関  千葉県立中央

17レコード見つかりました

1. 五代史記七十四卷 宋歐陽脩撰宋徐無黨注萬曆二年四年五年(一五七四・七六・七七)刊順治十五年(一六五八)重修康熙三十九年(一七〇〇)重修乾隆五十五年(一七九〇)重修重修二十一史 千葉県立中央  
2. 五代史記七十四卷 宋歐陽脩撰宋徐無黨注萬曆二年至五年(一五七四～一五七七)刊二十一史子典藏三中  
3. 史記一百三十卷 漢司馬遷撰劉宋裴徽注司馬遷宋徽唐張守節正義萬曆二十四年(一五九六)刊順治十五年至乾隆五十五年(一六五八～一七九〇)重修  
4. 史記一百三十卷 漢司馬遷撰劉宋裴徽注司馬遷宋徽唐張守節正義萬曆二年(一五七四・七五)刊萬曆十年(一五六二)續刊二十一史子典藏三中  
5. 史記詳林一百三十卷 首一卷 明洪惟陰校明李光裕增補寶文十二年十三年(一六七二・一六七三)治路八尼甚四郎友春據萬曆中烏程凌氏刊本重刊延慶二年(一六七四)補刊子典藏三中  
6. 史記詳林一百三十卷 首一卷 明洪惟陰校明李光裕增補日本田中重宣等校明治二年(一八六九)藝林書房來運水野忠耕刊本子典藏三中

重修二十一史 正德嘉靖萬曆崇禎南京國子監刊順治康熙乾隆江寧府學重修印本  
五代史記七十四卷  
宋歐陽脩撰宋徐無黨注萬曆二年四年五年(一五七四・七六・七七)刊順治十五年(一六五八)重修康熙三十九年(一七〇〇)重修乾隆五十五年(一七九〇)重修

史部 正史類 合刻之屬  
重修二十一史  
正德嘉靖萬曆崇禎南京國子監刊順治康熙乾隆江寧府學重修印本 396冊  
宋史遼史金史元史關印記徵典館圖書印·清漪閣桐壁印  
千葉県立中央日高誠實文庫 2\*01\*02

史記一百三十卷 漢司馬遷撰劉宋裴徽注司馬遷宋徽唐張守節正義萬曆二十四年(一五九六)刊順治十五年至乾隆五十五年(一六五八～一七九〇)重修  
前漢書一百卷 漢班固撰唐韻新古注嘉靖八年九年(一五二九・三〇)刊萬曆二十年至崇禎七年(一五八二～一六三四)補刊順治十五年至乾隆五十七年(一六五八～一七九二)重修  
後漢書九十卷 嵩嶽漢志三十卷 到宋范曄撰唐白居易李贀注晉司馬彪撰韓志梁劉昭注嘉靖八年九年(一五二九・三〇)刊萬曆十年至弘光元年(一六四二～一六五八)補刊順治十五年至乾隆五十五年(一六五八～一七九〇)重修  
三國志六十五卷 楚辭譜撰劉宋裴徽注萬曆二十四年(一五九六)刊順治十六年至乾隆五十五年(一六五九～一七九〇)重修  
晉書一百三十卷 墓音義三卷 唐太宗文皇帝(李世民)御輯唐何詒撰音義正德十年至萬曆十年(一五五一～一五八二)補刊萬曆五十五年(一六五九～一七九〇)重修

「千葉県立 中央」の後には、文庫名、請求記号が表示されています。  
御来館の際は、書名とこちらの請求記号を「**書庫資料申込書**」に記入してください。

<参考>  
・『中国史の論文やレポートを書くために—全国漢籍データベースを利用する—』 山田崇仁作成  
(<http://www.shuirens.org/chuden/toyoshi/syoseki/kanseki.htm>)  
・『千葉県立中央図書館所蔵漢籍目録』千葉県立中央図書館  
昭和61年

# 印旛村立図書館

ルポルタージュ千葉54

印旛村立図書館は、県内唯一の村立図書館として、平成16年1月15日に開館しました。北総線印旛日本医大駅から徒歩15分のところにあり、健康づくりセンターなどが併設されている「ふれあいセンターいんば」の1階にあります。

そのため本との出会いの場という以外に、多世代にわたる交流、そして健康・福祉に関する知識や情報を得る場としての役割も果たしています。開架3万冊、書庫2万冊の収蔵が可能な図書館で、多様な蔵書の中でも、特に医療や薬学・栄養学に関する本が充実しています。

館内は窓からの採光も明るく、絨毯や椅子などの家具も色鮮やかで、開放的な心地よい空間が広がっています。サインも見やすく、段差もないで、さまざまな利用者への配慮がみられます。さらに、特設された健康づくりコーナーや、児童・一般の各コーナーに、季節感のある

本を展示しているので、読書欲をかきたてられます。

また、タッチパネル式の本の検索機のほか、調べもの用にインターネット接続したコンピューターも2台設置されているので、目的に応じた利用が可能で大変便利です。

来館者数が、開館1か月で公民館図書室の時の1年間分を超える、現在は村民の5人に1人が貸出カードを持っていることからも、高齢者から子どもまで気軽に立ち寄れる憩いの場として、地域に溶け込んだ、まさしく住民の声から生まれた図書館になっているといえるでしょう。

住所：千葉県印旛郡印旛村瀬戸554-1

電話：0476-80-3850

<http://library.vill.inba.chiba.jp/>



## 千葉県関係資料の寄贈をお願いします！！

千葉県立中央図書館では、千葉県や県内市町村に関する図書や雑誌をはじめ、千葉県出身の方や千葉県にお住まいの方が書かれた出版物などを「千葉県関係資料」として広く収集しております。個人、グループ、所属機関などで出版された資料は、是非、中央図書館に御寄贈ください。また、出版に関する情報提供でも結構です。

御寄贈いただいた資料は、本館の千葉県関係資料室で御利用いただくとともに、調査研究用資料として永く保存させていただきます。

なお、資料によっては県立図書館の収集方針により、受け入れられないものもございますので、御不明な点につきましては、資料課に御相談ください。

- 開館時間：一般資料室 火曜日～金曜日／9:00～19:00  
土曜日・日曜日・祝日・休日／9:00～17:00  
千葉県資料室・新聞雑誌室・児童資料室／9:00～17:00
- 休館日：月曜日（ただし、祝日・休日にあたる場合はその翌日）
  - ・第3金曜日（ただし、祝日・休日にあたる場合はその前日）
  - ・年末年始（12月28日～1月4日）・特別整理期間

千葉県立中央図書館 TEL043-222-0116  
<http://www.library.pref.chiba.jp/>  
〒260-8660 千葉市中央区市場町11-1

